

暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

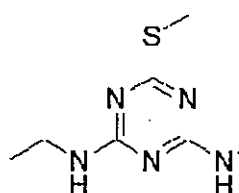
以下に掲げる農薬等については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) アメトリン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

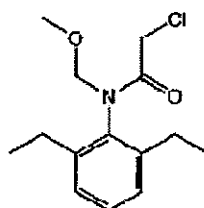
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされていない。



(2) アラクロール

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

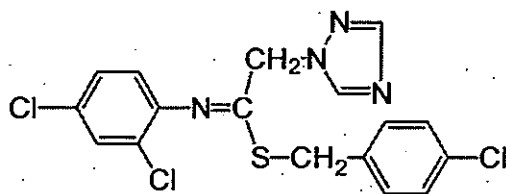
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(3) イミベンコナゾール

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

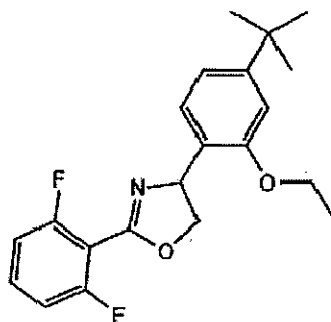
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(4) エトキサゾール

本薬はダニ駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

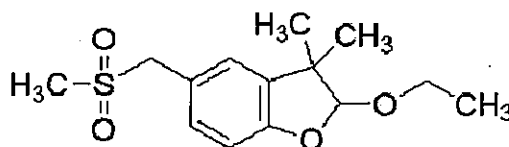
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(5) エトフメセート

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

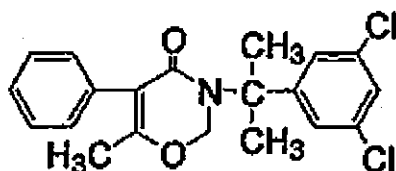
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(6) オキサジクロメホン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して食品分類の再構築等に伴い新たな基準を設定した。

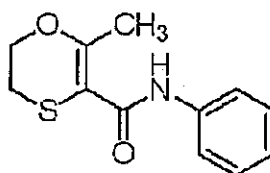
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(7) カルボキシン

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

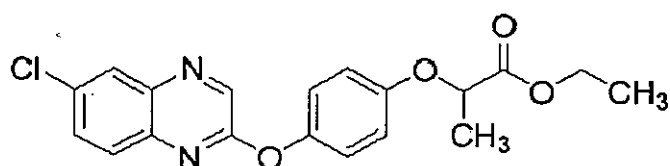
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(8) キザロホップエチル

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

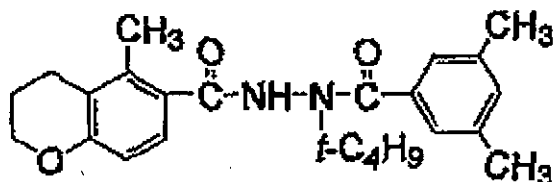
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(9) クロマフェノジド

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

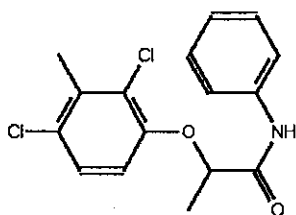
JMP Rにおける毒性評価は、なされていない。



(10) クロメプロップ

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

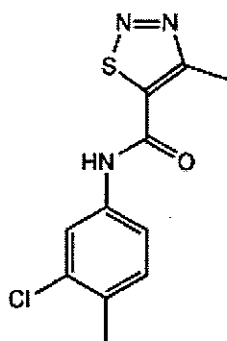
JMP Rにおける毒性評価は、なされていない。



(11) チアジニル

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

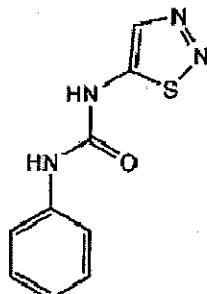
JMP Rにおける毒性評価は、なされていない。



(12) チジアズロン

本薬は成長調整剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

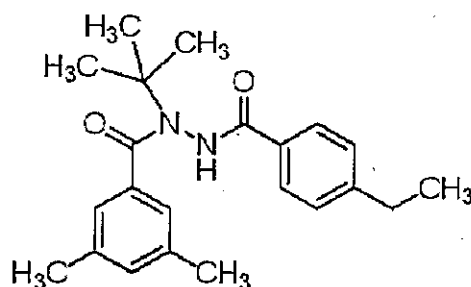
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(13) テブフェノジド

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

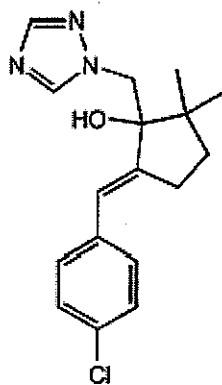
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として 0.02 mg/kg 体重/日と設定されている。



(14) トリコナゾール

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

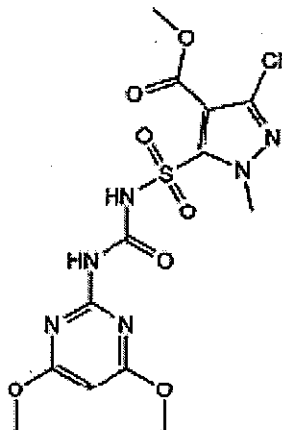
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(15) ハロスルフロンメチル

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

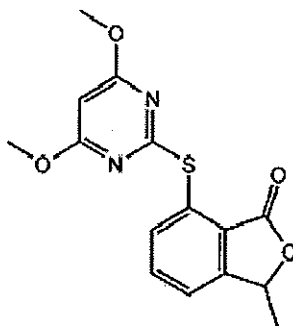
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(16) ピリフタリド

本薬は除草剤及び成長調整剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

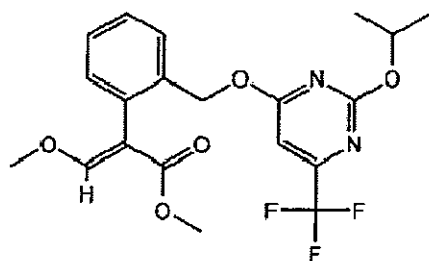
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(17) フルアクリピリム

本薬は殺虫剤、ダニ駆除剤及び線虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

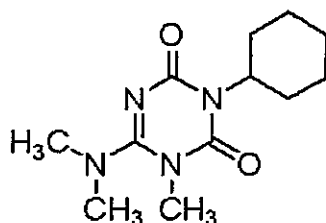
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(18) ヘキサジノン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

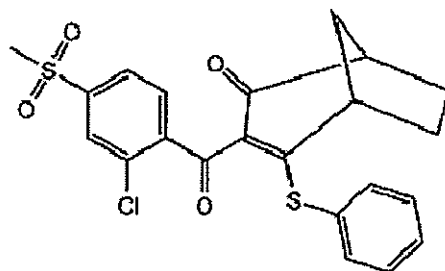
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(19) ベンゾビスクロン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

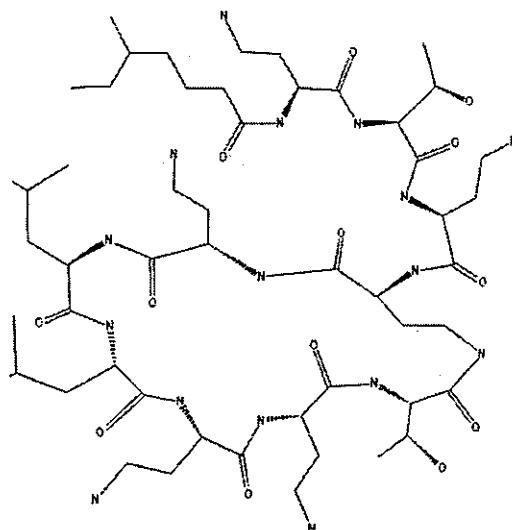
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(20) コリスチン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

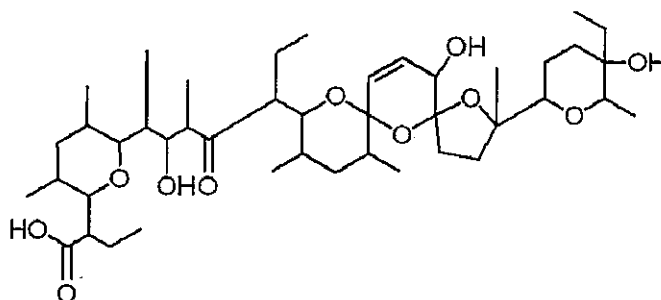
JECFAにおける毒性評価は、なされていない。



(21) ナラシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

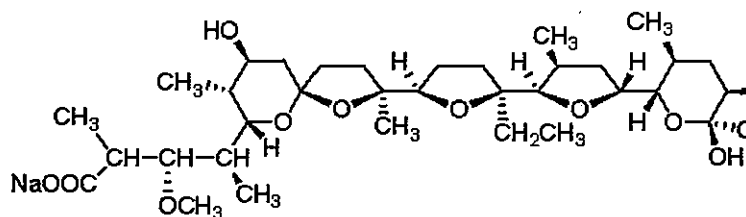
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(22) モネンシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。

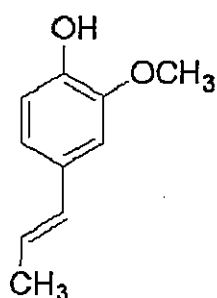


(23) イソオイゲノール

本薬は麻酔剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価は、現行の限定された用途での使用（香料）

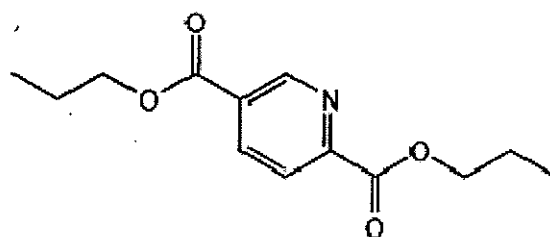
であれば毒性学的に問題ないとされている。



(24) イソシンコメロン酸二プロピル

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

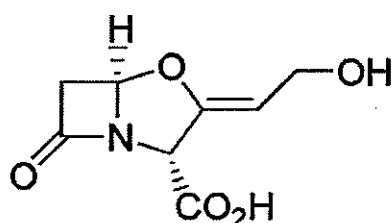
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(25) クラブラン酸

本薬は β -ラクタマーゼ阻害剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

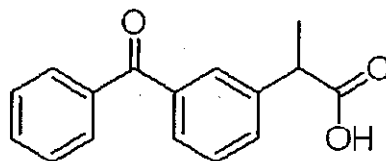
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(26) ケトプロフェン

本薬は神経系用薬であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

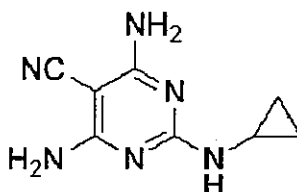
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(27) ジシクラニル

本薬は昆虫成長抑制剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

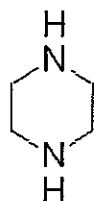
J E C F Aにおける毒性評価では、A D Iとして0.007 mg/kg 体重/日と設定されている。



(28) ピペラジン

本薬は寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

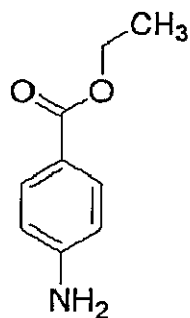
J E C F Aにおける毒性評価では、暫定的評価として、現行の限定された用途での使用（香料）であれば毒性学的に問題ないとされている。



(29) ベンゾカイン

本薬は麻酔剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

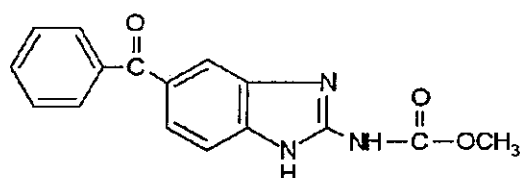
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(30) メベンダゾール

本薬は寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。